

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成二十八年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十八年七月二十四日（日） 午後二時から	天理市役所本庁舎五階五三三会議室（天理市川原城町六〇五）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路三・五・四一一号 東井戸堂西長柄線	天理市東井戸堂町、九条町及び西長柄町
大和都市計画道路三・四・四〇九号 三昧田横広線	天理市西長柄町
大和都市計画道路三・三・四〇一号 天理橋線	大和郡山市新庄町並びに天理市櫟本町、 上総町、喜殿町、前栽町、富堂町、東井戸堂町及び九条町

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、奈良県奈良土木事務所計画調整課及び天理市建設部まちづくり計

画課において、平成二十八年七月四日（月）から同月十九日（火）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（大和郡山市及び天理市の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（奈良市登大路町三〇）に平成二十八年七月十九日（火）までに必着するように提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

住 所

氏 名

職 業

年 齢

電話番号

平成28年7月1日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画道路の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

1 公述する都市計画道路の名称

(路線名：)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。